



各 位

会 社 名 GMOアドパートナーズ株式会社  
 代 表 者 代表取締役社長 高橋 信太郎  
 ( J A S D A Q ・ コード 4784 )  
 問 合 せ 先 取締役 森竹 正明  
 ( TEL : 03-5728-7900 )

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 30 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場における利便性・流動性の向上に資するため、1 株につき 200 株の割合をもって株式分割を行うと同時に、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用します。この株式分割及び単元株制度の採用により、当社株式の投資単位当たりの金額は実質的に 2 分の 1 になります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 11 月 30 日 (土) (同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には 11 月 29 日 (金)) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	76,000 株 (平成 25 年 9 月 30 日現在)
② 今回の分割により増加する株式数	15,124,000 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	15,200,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	60,800,000 株

(3) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。

(4) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成25年12月1日(日)以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第4回新株予約権 (平成22年3月19日株主総会決議)	27,452円	138円
第5回新株予約権 (平成24年3月19日株主総会決議)	55,500円	278円

(5) 分割の日程

① 基準日 公告日	平成25年11月15日(金)(予定)
② 基準日	平成25年11月30日(土)(予定) (同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には11月29日(金))
③ 効力発生日	平成25年12月1日(日)(予定)
④ 新規記録日	平成25年12月2日(月)(予定)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年12月1日(日)(予定)

(参考) 平成25年11月27日(水)をもって、東京証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、定款を一部変更するものです。

(2) 定款変更の内容

① 定款第6条を変更し、発行可能株式総数を60,464,560株増加して、60,800,000株とする。

② 定款第7条を新設し、単元株式数を100株とする。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>335,440</u> 株とする。  (新設)	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,800,000</u> 株とする。  第7条 ( <u>単元株式数</u> ) <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>

<p>第7条～第53条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第8条～第54条 (現行どおり)</p> <p>第8章 「附則」</p> <p>第55条 (効力発生)</p> <p>1. 第6条および第7条の変更の効力発生日は平成25年12月1日とする。</p> <p>2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</p>
------------------------------------	---

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成25年12月1日(日) (予定)

以上